

○ 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）新旧対照表

（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

（附則第四十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（介護補償）</p> <p>第三十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>三項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（介護補償）</p> <p>第三十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>二項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）新旧対照表（平成二十四年四月一日施行）
 （附則第四十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行（平成二十二年四月一日施行）
<p>第十二条の八（略）</p> <p>②・③（略）</p> <p>④ 介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であつて厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。</p> <p>一 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>二項</u>に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。 。）に入所している間（同条第七項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>第十二条の八（略）</p> <p>②・③（略）</p> <p>④ 介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であつて厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。</p> <p>一 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>三項</u>に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。 。）に入所している間（同条第七項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>二・三（略）</p>

○ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）新旧対照表（平成二十四年四月一日施行）
 （附則第四十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（介護補償）</p> <p>第十四条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて人事院規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、国は、当該介護を受けている期間、介護補償を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償の支給は、行わない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>二項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（介護補償）</p> <p>第十四条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて人事院規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、国は、当該介護を受けている期間、介護補償を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償の支給は、行わない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>三項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）新旧対照表（平成二十四年四月一日施行）
 （附則第四十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（介護補償）</p> <p>第三十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設</u> <u>」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介</u> <u>護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限</u> <u>る。）</u></p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（介護補償）</p> <p>第三十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> <u>三項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設</u> <u>」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介</u> <u>護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限</u> <u>る。）</u></p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）新旧対照表（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）
 （附則第四十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）	
法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）	法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）
事務	<p>一 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の五において準用する場合を含む。）、第十九条の十一、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の四第一項及び第六項並びに第六章を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 この法律（第六章第二節を除く。）の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務（保健所長に係るものに限る。）</p>	事務	<p>一 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の五において準用する場合を含む。）、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の四第一項及び第六項並びに第六章を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 この法律（第六章第二節を除く。）の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務（保健所長に係るものに限る。）</p>

三 第二十一条の規定により市
町村が処理することとされて
いる事務

三 第二十一条の規定により
市町村が処理することとさ
れている事務

○ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）新旧対照表（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）
 （附則第四十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（援護の実施者） 第九条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（第十八条において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は同法第十三項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している身体障害者（以下この項において「特定施設入所身体障害者」という。）については、その者が障害者自立支援法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設又は生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する施設（以下この項及び次項において「特定施設」という。）への入所に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所身体障害者（以下この項において「継続入所身体障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所に有した居住地）の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所身体障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所身体障害者については、最初に入所した特定施設への入所に</p>	<p>（援護の実施者） 第九条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（第十八条において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設又は同法第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している身体障害者（以下この項において「特定施設入所身体障害者」という。）については、その者が障害者自立支援法第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設又は生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する施設（以下この項及び次項において「特定施設」という。）への入所に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所身体障害者（以下この項において「継続入所身体障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所に有した居住地）の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所身体障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所身体障害者については、最初に入所した特定施設への入所に</p>

した所在地)の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。

3・4 (略)

5 市町村は、前項第二号の規定による情報の提供並びに同項第三号の規定による相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む身体障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者自立支援法第五條第十八項に規定する相談支援事業を行う当該市町村以外の者に委託することができる。

6～8 (略)

(連絡調整等の実施者)

第十條 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 (略)

二 身体障害者の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ～ハ (略)

ニ 必要に応じ、障害者自立支援法第五條第二十項に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。

2・3 (略)

(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)

第十八條 市町村は、障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービス(同條第六項に規定する療養介護及び同條第十二項に規定する施設入所支援(以下この条において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に

した所在地)の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。

3・4 (略)

5 市町村は、前項第二号の規定による情報の提供並びに同項第三号の規定による相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む身体障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者自立支援法第五條第十七項に規定する相談支援事業を行う当該市町村以外の者に委託することができる。

6～8 (略)

(連絡調整等の実施者)

第十條 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 (略)

二 身体障害者の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ～ハ (略)

ニ 必要に応じ、障害者自立支援法第五條第十九項に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。

2・3 (略)

(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)

第十八條 市町村は、障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービス(同條第五項に規定する療養介護及び同條第十一項に規定する施設入所支援(以下この条において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に

係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

2 市町村は、障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第六項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの(以下「指定医療機関」という。)にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならぬ。

係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

2 市町村は、障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第五項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの(以下「指定医療機関」という。)にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならぬ。

○ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）新旧対照表（平成二十四年四月一日施行）
 （附則第四十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（援護の実施者） 第九条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（次項及び第十八条において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は同条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している身体障害者（以下この項において「特定施設入所身体障害者」という。）については、その者が障害者自立支援法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設又は生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する施設（以下この条において「特定施設」という。）への入所に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所身体障害者（以下この項において「継続入所身体障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所に有した居住地）の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所身体障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所身体障害者については、最初に入所した特定施設への入所に有</p>	<p>（援護の実施者） 第九条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（第十八条において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は同条第十三項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している身体障害者（以下この項において「特定施設入所身体障害者」という。）については、その者が障害者自立支援法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設又は生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する施設（以下この項及び次項において「特定施設」という。）への入所に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所身体障害者（以下この項において「継続入所身体障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所に有した居住地）の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所身体障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所身体障害者については、最初に入所した特定施設への入所に</p>

した所在地)の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置(同法第三十一条第四項の規定により同法第二十七条第一項第三号又は第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。)が採られて障害者自立支援法第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所していた身体障害者又は身体に障害のある児童福祉法第四条第一項に規定する児童(以下この項において「身体障害者等」という。)が、継続して、第十八条第二項の規定により入所措置が採られて、障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、又は生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により特定施設に入所した場合は、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日に当該身体障害者等の保護者であつた者(以下この項において「保護者であつた者」という。)が有した居住地の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。ただし、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が居住地を有しないか、又は保護者であつた者の居住地が明らかでない身体障害者等については、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村がこの法律に定める援護を行うものとする。

4 前二項の規定の適用を受ける身体障害者が入所している特定施設の設置者は、当該特定施設の所在する市町村及び当該身体障害者に対しこの法律に定める援護を行う市町村に必要な協力をしなければならない。

した所在地)の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。

3 前項の規定の適用を受ける身体障害者が入所している特定施設の設置者は、当該特定施設の所在する市町村及び当該身体障害者に対しこの法律に定める援護を行う市町村に必要な協力をしなければならない。

5| (略)

6| 市町村は、前項第二号の規定による情報の提供並びに同項第三号の規定による相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む身体障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者自立支援法第五号第十七項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う当該市町村以外の者に委託することができる。

7| その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）に身体障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「身体障害者福祉司」という。）を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、第五項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの（次条第二項及び第三項において「専門的相談指導」という。）については、身体障害者の更生援護に関する相談所（以下「身体障害者更生相談所」という。）の技術的援助及び助言を求めなければならない。

8| 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、第五項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、身体障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

9| (略)

(市町村の福祉事務所)

第九条の二 市町村の設置する福祉事務所又はその長は、この法律の施行に関し、主として前条第五項各号に掲げる業務又は同条第七項及び第八項の規定による市町村長の業務を行うものとする。

2・3 (略)

4| (略)

5| 市町村は、前項第二号の規定による情報の提供並びに同項第三号の規定による相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む身体障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者自立支援法第五号第十八項に規定する相談支援事業を行う当該市町村以外の者に委託することができる。

6| その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）に身体障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「身体障害者福祉司」という。）を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、第四項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの（次条第二項及び第三項において「専門的相談指導」という。）については、身体障害者の更生援護に関する相談所（以下「身体障害者更生相談所」という。）の技術的援助及び助言を求めなければならない。

7| 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、第四項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、身体障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

8| (略)

(市町村の福祉事務所)

第九条の二 市町村の設置する福祉事務所又はその長は、この法律の施行に関し、主として前条第四項各号に掲げる業務又は同条第六項及び第七項の規定による市町村長の業務を行うものとする。

2・3 (略)

(連絡調整等の実施者)

第十条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 (略)

二 身体障害者の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ〜ハ (略)

ニ 必要に応じ、障害者自立支援法第五條第二十四項に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。

2・3 (略)

(更生相談所)

第十一条 (略)

2 身体障害者更生相談所は、身体障害者の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務(第十八条第二項の措置に係るものに限る。)及び前条第一項第二号ロからニまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法第二十二條第二項及び第三項、第二十六條第一項、第五十一條の七第二項及び第三項、第五十一條の十一、第七十四條並びに第七十六條第三項に規定する業務を行うものとする。

3・4 (略)

(身体障害者福祉司)

第十一条の二 (略)

2・3 (略)

4 市町村の身体障害者福祉司は、当該市町村の福祉事務所の長の命を受けて、身体障害者の福祉に関し、次に掲げる業務を行うものと

(連絡調整等の実施者)

第十条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 (略)

二 身体障害者の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ〜ハ (略)

ニ 必要に応じ、障害者自立支援法第五條第二十項に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。

2・3 (略)

(更生相談所)

第十一条 (略)

2 身体障害者更生相談所は、身体障害者の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務(第十八条第二項の措置に係るものに限る。)及び前条第一項第二号ロからニまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法第二十二條第二項及び第三項、第二十六條第一項、第七十四條並びに第七十六條第三項に規定する業務を行うものとする。

3・4 (略)

(身体障害者福祉司)

第十一条の二 (略)

2・3 (略)

4 市町村の身体障害者福祉司は、当該市町村の福祉事務所の長の命を受けて、身体障害者の福祉に関し、次に掲げる業務を行うものと

する。

一 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行うこと。

二 第九条第五項第三号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

5 (略)

(身体障害者手帳)

第十五条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が十五歳に満たないときは、その保護者(親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法第二十七条第一項第三号又は第二十七条の二の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。)が代わつて申請するものとする。

2 10 (略)

(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)

第十八条 市町村は、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス(同条第六項に規定する療養介護及び同条第十一項に規定する施設入所支援(以下この条において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービ

する。

一 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行うこと。

二 第九条第四項第三号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

5 (略)

(身体障害者手帳)

第十五条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が十五歳に満たないときは、その保護者(親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号又は第二十七条の二の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。)が代わつて申請するものとする。

2 10 (略)

(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)

第十八条 市町村は、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス(同条第六項に規定する療養介護及び同条第十二項に規定する施設入所支援(以下この条において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービ

2 スの提供を委託することができる。
(略)

2 スの提供を委託することができる。
(略)

○ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）新旧対照表（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）
 （附則第四十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保護の実施機関についての特例）</p> <p>第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十三項</u>に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）<u>第十六条第一項</u>第二号の規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）<u>第十一条第一号</u>の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下この条において「のぞみの園」という。）に入所している者、老人福祉法<u>第十一条第一号</u>の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者自立支援法<u>第二十九条第一項若しくは第三十条第一項</u>の規定により同法<u>第十九条第一項</u>に規定する介護給付費等の支給を受けて障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法<u>第五条第一項</u>の厚生労働省令で定める施設に入所している者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き入所している間、その者は、<u>第三十条第一項</u>ただし書の規定により入所しているものとみなして、<u>第十九条第三項</u>の規定を適用する。</p>	<p>（保護の実施機関についての特例）</p> <p>第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十二項</u>に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）<u>第十六条第一項</u>第二号の規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）<u>第十一条第一号</u>の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下この条において「のぞみの園」という。）に入所している者、老人福祉法<u>第十一条第一号</u>の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者自立支援法<u>第二十九条第一項若しくは第三十条第一項</u>の規定により同法<u>第十九条第一項</u>に規定する介護給付費等の支給を受けて障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法<u>第五条第一項</u>の厚生労働省令で定める施設に入所している者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き入所している間、その者は、<u>第三十条第一項</u>ただし書の規定により入所しているものとみなして、<u>第十九条第三項</u>の規定を適用する。</p>

○ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）新旧対照表（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）
 （附則第四十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例） 第一百六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五</u>条第十<u>三</u>項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の厚生労働省令で定める施設への入所</p> <p>四〇六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例） 第一百六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五</u>条第十<u>二</u>項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の厚生労働省令で定める施設への入所</p> <p>四〇六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）新旧対照表

（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

（附則第四十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）</p> <p>第五十五条 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合（当該病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五十条の規定にかかわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u></p> <p>三項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の厚生労働省令で</p>	<p>（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）</p> <p>第五十五条 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合（当該病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五十条の規定にかかわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u></p> <p>二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の厚生労働省令で</p>

2 定める施設への入所
・ 三〇五 (略)
3 (略)

2 定める施設への入所
・ 三〇五 (略)
3 (略)

○ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）新旧対照表

（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

（附則第四十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 のぞみの園は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）<u>第五条第十三項</u>に規定する障害者支援施設をいう。次号において同じ。）において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 のぞみの園は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）<u>第五条第十二項</u>に規定する障害者支援施設をいう。次号において同じ。）において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。</p> <p>四・五 （略）</p>

○ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号） 新旧対照表（平成二十四年四月一日施行）
 （附則第四十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保護の実施機関についての特例）</p> <p>第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十二項</u>に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）<u>第十六条第一項</u>第二号の規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）<u>第十一条第一号</u>の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下この条において「のぞみの園」という。）に入所している者、老人福祉法<u>第十一条第一号</u>の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者自立支援法<u>第二十九条第一項若しくは第三十条第一項</u>の規定により同法<u>第十九条第一項</u>に規定する介護給付費等の支給を受けて障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法<u>第五条第一項</u>の厚生労働省令で定める施設に入所している者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き入所している間、その者は、<u>第三十条第一項</u>ただし書の規定により入所しているものとみなして、<u>第十九条第三項</u>の規定を適用する。</p>	<p>（保護の実施機関についての特例）</p> <p>第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十三項</u>に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）<u>第十六条第一項</u>第二号の規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）<u>第十一条第一号</u>の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下この条において「のぞみの園」という。）に入所している者、老人福祉法<u>第十一条第一号</u>の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者自立支援法<u>第二十九条第一項若しくは第三十条第一項</u>の規定により同法<u>第十九条第一項</u>に規定する介護給付費等の支給を受けて障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法<u>第五条第一項</u>の厚生労働省令で定める施設に入所している者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き入所している間、その者は、<u>第三十条第一項</u>ただし書の規定により入所しているものとみなして、<u>第十九条第三項</u>の規定を適用する。</p>

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例） 第一百六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> 二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の厚生労働省令で定める施設への入所</p> <p>四〇六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例） 第一百六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十</u> 三項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の厚生労働省令で定める施設への入所</p> <p>四〇六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）新旧対照表（平成二十四年四月一日施行）
 （附則第四十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）</p> <p>第五十五条 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際の後期高齢者医療広域連合（当該病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五十条の規定にかかわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五</u>条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の厚生労働省令で定める施設への入所</p>	<p>（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）</p> <p>第五十五条 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際の後期高齢者医療広域連合（当該病院等が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五十条の規定にかかわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五</u>条第十三項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の厚生労働省令で定める施設への入所</p>

2 三
・ 三
3 五
(略) (略)

2 三
・ 三
3 五
(略) (略)

○ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）新旧対照表（平成二十四年四月一日施行）
 （附則第四十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 のぞみの園は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）<u>第五条第十二項</u>に規定する障害者支援施設をいう。次号において同じ。）において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 のぞみの園は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）<u>第五条第十三項</u>に規定する障害者支援施設をいう。次号において同じ。）において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。</p> <p>四・五 （略）</p>

○ 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）新旧対照表（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）
 （附則第四十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（無償貸付） 第二条（略）</p> <p>2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 地方公共団体において、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）<u>第五条第十三項</u>に規定する障害者支援施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき（ハに掲げる用に供する場合には、ハに掲げる用に併せてイ又はロに掲げる用に供するときに限る。）。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 障害者自立支援法の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法<u>第五条第七項</u>に規定する生活介護、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援に限る。）の用</p> <p>3 四〇六（略）</p>	<p>（無償貸付） 第二条（略）</p> <p>2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 地方公共団体において、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）<u>第五条第十二項</u>に規定する障害者支援施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき（ハに掲げる用に供する場合には、ハに掲げる用に併せてイ又はロに掲げる用に供するときに限る。）。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 障害者自立支援法の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法<u>第五条第六項</u>に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。）の用</p> <p>3 四〇六（略）</p>

○ 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）新旧対照表（平成二十四年四月一日施行）
 （附則第四十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（無償貸付）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。</p> <p>イ（略）</p> <p>ホ 児童福祉法の規定による障害児通所給付費の支給に係る者に対する障害児通所支援の用又は障害児入所給付費の支給に係る者に対する障害児入所支援の用</p> <p>三 地方公共団体において、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき（ハに掲げる用に供する場合には、ハに掲げる用に併せてイ又はロに掲げる用に供するときに限る。）。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 障害者自立支援法の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同</p>	<p>（無償貸付）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。</p> <p>イ（略）</p> <p>ホ 児童福祉法の規定による障害児施設給付費の支給に係る者に対する障害児施設支援の用</p> <p>三 地方公共団体において、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十三項に規定する障害者支援施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき（ハに掲げる用に供する場合には、ハに掲げる用に併せてイ又はロに掲げる用に供するときに限る。）。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 障害者自立支援法の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同</p>

3
四〇六 (略)
の用
条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。

3
四〇六 (略)
の用
条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援に限る。

○ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）新旧対照表（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）
（附則第五十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（更生援護の実施者） 第九条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（第十五条の四及び第十六条第一項第二号において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、同条第十三項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所している知的障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している知的障害者（以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。）については、その者が障害者自立支援法第五條第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設、のぞみの園又は生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する施設（以下この項及び次項において「特定施設」という。）への入所に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所知的障害者（以下この項において「継続入所知的障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所に有した居住地）の</u></p>	<p>（更生援護の実施者） 第九条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（第十五条の四及び第十六条第一項第二号において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所している知的障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している知的障害者（以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。）については、その者が障害者自立支援法第五條第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設、のぞみの園又は生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する施設（以下この項及び次項において「特定施設」という。）への入所に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所知的障害者（以下この項において「継続入所知的障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所に有した居住地）の</u></p>

市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所知的障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所知的障害者については、最初に入所した特定施設への入所に有した所在地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。

3～6（略）

（連絡調整等の実施者）

第十一条（略）

2 都道府県は、前項第二号に規定する相談及び指導のうち主として居室において日常生活を営む知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者自立支援法第五條第十八項に規定する相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

（障害福祉サービス）

第十五條の四 市町村は、障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービス（同條第六項に規定する療養介護及び同條第十二項に規定する施設入所支援（以下この条及び次條第一項第二号において「療養介護等」という。）を除く。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものを除く。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所知的障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所知的障害者については、最初に入所した特定施設への入所に有した所在地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。

3～6（略）

（連絡調整等の実施者）

第十一条（略）

2 都道府県は、前項第二号に規定する相談及び指導のうち主として居室において日常生活を営む知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者自立支援法第五條第十七項に規定する相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

（障害福祉サービス）

第十五條の四 市町村は、障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービス（同條第五項に規定する療養介護及び同條第十一項に規定する施設入所支援（以下この条及び次條第一項第二号において「療養介護等」という。）を除く。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものを除く。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

(障害者支援施設等への入所等の措置)

第十六条 市町村は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。

一 (略)

二 やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者自立支援法第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはほのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。

三 (略)

2 (略)

(障害者支援施設等への入所等の措置)

第十六条 市町村は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。

一 (略)

二 やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者自立支援法第五条第五項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはほのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。

三 (略)

2 (略)

○ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）新旧対照表（平成二十四年四月一日施行）
 （附則第五十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（更生援護の実施者） 第九条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（次項、第十五条の四及び第十六条第一項第二号において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所している知的障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している知的障害者（以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。）については、その者が障害者自立支援法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設、のぞみの園又は生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する施設（以下この条において「特定施設」という。）への入所に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所知的障害者（以下この項において「継続入所知的障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所に有した居住地）の市</p>	<p>（更生援護の実施者） 第九条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（第十五条の四及び第十六条第一項第二号において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、同条第十三項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所している知的障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している知的障害者（以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。）については、その者が障害者自立支援法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設、のぞみの園又は生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する施設（以下この項及び次項において「特定施設」という。）への入所に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所知的障害者（以下この項において「継続入所知的障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所に有した居住地）の</p>

町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所知的障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所知的障害者については、最初に入所した特定施設への入所に有した所在地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、児童福祉法第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置（同法第三十一条第四項の規定により同法第二十七条第一項第三号又は第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。）が採られて障害者自立支援法第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所していた知的障害者が、継続して、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて、同法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、又は生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により特定施設に入所した場合は、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日に当該知的障害者の保護者であつた者（以下この項において「保護者であつた者」という。）が有した居住地の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が居住地を有しないか、又は保護者であつた者の居住地が明らかでない知的障害者については、当該知的障害者が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村がこの法律に定める更生援護を行うものとする。

4 前二項の規定の適用を受ける知的障害者が入所している特定施設の設置者は、当該特定施設の所在する市町村及び当該知的障害者に

市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所知的障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所知的障害者については、最初に入所した特定施設への入所に有した所在地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。

3 前項の規定の適用を受ける知的障害者が入所している特定施設の設置者は、当該特定施設の所在する市町村及び当該知的障害者に対

対しこの法律に定める更生援護を行う市町村に必要な協力をしなければならぬ。

5・6 (略)

7| 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、十八歳以上の知的障害者につき第五項第三号の業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

(市町村の福祉事務所)

第十条 市町村の設置する福祉事務所又はその長は、この法律の施行に関し、主として前条第五項各号に掲げる業務又は同条第六項及び第七項の規定による市町村長の業務を行うものとする。

2・3 (略)

(連絡調整等の実施者)

第十一条 (略)

2 都道府県は、前項第二号ロに規定する相談及び指導のうち主として居室において日常生活を営む知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者自立支援法第五条第十七項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

(知的障害者更生相談所)

第十二条 (略)

2 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（第十六条第一項第二号の措置に係るものに限る。）並びに前条第一項第二号ロ及びハに掲げる業務並び

しこの法律に定める更生援護を行う市町村に必要な協力をしなければならぬ。

4・5 (略)

6| 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、十八歳以上の知的障害者につき第四項第三号の業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

(市町村の福祉事務所)

第十条 市町村の設置する福祉事務所又はその長は、この法律の施行に関し、主として前条第四項各号に掲げる業務又は同条第五項及び第六項の規定による市町村長の業務を行うものとする。

2・3 (略)

(連絡調整等の実施者)

第十一条 (略)

2 都道府県は、前項第二号ロに規定する相談及び指導のうち主として居室において日常生活を営む知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者自立支援法第五条第十八項に規定する相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

(知的障害者更生相談所)

第十二条 (略)

2 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（第十六条第一項第二号の措置に係るものに限る。）並びに前条第一項第二号ロ及びハに掲げる業務並び

に障害者自立支援法第二十二條第二項及び第三項、第二十六條第一項、第五十一條の七第二項及び第三項並びに第五十一條の十一に規定する業務を行うものとする。

3・4 (略)

(知的障害者福祉司)

第十三條 (略)

2・3 (略)

4 市町村の知的障害者福祉司は、福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)の命を受けて、知的障害者の福祉に関し、主として、次の業務を行うものとする。

一 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行うこと。

二 第九條第五項第三号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

5 (略)

(障害福祉サービス)

第十五條の四 市町村は、障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービス(同條第六項に規定する療養介護及び同條第十一項に規定する施設入所支援(以下この条及び次條第一項第二号において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

に障害者自立支援法第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。

3・4 (略)

(知的障害者福祉司)

第十三條 (略)

2・3 (略)

4 市町村の知的障害者福祉司は、福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)の命を受けて、知的障害者の福祉に関し、主として、次の業務を行うものとする。

一 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行うこと。

二 第九條第四項第三号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

5 (略)

(障害福祉サービス)

第十五條の四 市町村は、障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービス(同條第六項に規定する療養介護及び同條第十二項に規定する施設入所支援(以下この条及び次條第一項第二号において「療養介護等」という。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

○ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）新旧対照表

（附則第五十三条関係）

（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者自立支援法第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業及び移動支援事業</p> <p>三（略）</p> <p>3 〱 13（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 障害者自立支援法第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業及び移動支援事業</p> <p>三（略）</p> <p>3 〱 13（略）</p>

○ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）新旧対照表（平成二十四年四月一日施行）
 （附則第五十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設</p> <p>三 六 （略）</p> <p>2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出がなされた障害児通所支援事業並びに同法第三十四条の四第一項の規定による届出がなされた児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業</p> <p>二 （略）</p> <p>3 13 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設</p> <p>三 六 （略）</p> <p>2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 児童福祉法第三十四条の三第一項の規定による届出がなされた児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業</p> <p>二 （略）</p> <p>3 13 （略）</p>

○ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）新旧対照表（平成二十四年四月一日施行）
 （附則第五十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（支給要件） 第四条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第六条の四第一項</u>に規定する里親に委託されているとき。</p> <p>六・七（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（支給要件） 第四条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第六条の三第一項</u>に規定する里親に委託されているとき。</p> <p>六・七（略）</p> <p>3（略）</p>		

○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）新旧対照表（平成二十四年四月一日施行）
 （附則第五十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三十三の二（略）</p> <p>三十四 扶養親族 居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号（都道府県の採るべき措置）の規定により同法第六條の四第一項（定義）に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第十一条第一項第三号（市町村の採るべき措置）の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの（第五十七條第一項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。</p> <p>三十四の二 四十八（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三十三の二（略）</p> <p>三十四 扶養親族 居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号（都道府県の採るべき措置）の規定により同法第六條の三第一項（定義）に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第十一条第一項第三号（市町村の採るべき措置）の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの（第五十七條第一項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。</p> <p>三十四の二 四十八（略）</p> <p>2（略）</p>

○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）新旧対照表

（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

（附則第五十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条 国は、激甚災害に係る次の各号に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十九条第一項若しくは第二項又は第八十三条第二項若しくは第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業</p> <p>九～十四 （略）</p>	<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条 国は、激甚災害に係る次の各号に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十九条第一項若しくは第二項又は第八十三条第二項若しくは第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業</p> <p>九～十四 （略）</p>

○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）新旧対照表（平成二十四年四月一日施行）
 （附則第五十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条 国は、激甚災害に係る次の各号に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十九条第一項若しくは第二項又は第八十三条第二項若しくは第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業</p> <p>九～十四 （略）</p>	<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条 国は、激甚災害に係る次の各号に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十九条第一項若しくは第二項又は第八十三条第二項若しくは第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業</p> <p>九～十四 （略）</p>

○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）新旧対照表（平成二十四年四月一日施行）
 （附則第五十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（支給要件）</p> <p>第十七条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに收容されているとき。</p>	<p>（支給要件）</p> <p>第十七条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する肢体不自由児施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに收容されているとき。</p>

○印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）新旧対照表（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）
 （附則第六十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第三（第五条関係）</p> <p>文書名</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第一号（国保連合会の業務）に掲げる業務、介護保険法第七十六条第一項第一号（連合会の業務）に掲げる業務及び障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第九十六条の二（連合会の業務）の規定による業務に関する文書</p>	<p>作成者</p> <p>国民健康保険団体連合会</p>	<p>別表第三（第五条関係）</p> <p>文書名</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第一号（国保連合会の業務）に掲げる業務及び介護保険法第七十六条第一項第一号（連合会の業務）に掲げる業務に関する文書</p>	<p>作成者</p> <p>国民健康保険団体連合会</p>

○印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）新旧対照表（平成二十四年四月一日施行）
 （附則第六十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三（第五条関係）	文書名	別表第三（第五条関係）	文書名
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第百五十五条第一項第一号（国保連合会の業務）に掲げる業務、介護保険法第百七十六条第一項第一号（連合会の業務）に掲げる業務及び障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第九十六条の二（連合会の業務）の規定による業務に関する文書	作成者	高齢者の医療の確保に関する法律第百五十五条第一項第一号（国保連合会の業務）に掲げる業務、介護保険法第百七十六条第一項第一号（連合会の業務）に掲げる業務及び障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第九十六条の二（連合会の業務）の規定による業務に関する文書	作成者
	国民健康保険団体連合会		国民健康保険団体連合会

○ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）新旧対照表
 （附則第六十二条関係）
 （公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第四条関係）	事業の区分	別表第一（第四条関係）	事業の区分
（略）	（略）	（略）	（略）
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム（厚生労働大臣の定める基準に適合するものに限る。以下別表第二において同じ。）若しくは第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十三項に規定する障害者支援施設（同条第七項に規定する生活介護又は同条第十四項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築	国の負担割合	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム（厚生労働大臣の定める基準に適合するものに限る。以下別表第二において同じ。）若しくは第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築	国の負担割合
三分の二	（略）	三分の二	（略）

別表第二 (第四条関係)

<p>事業の区分</p>	<p>児童福祉法第七条第一項に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム若しくは第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法第五条第十<u>三項</u>に規定する障害者支援施設（同条第七項に規定する生活介護又は同条第十四項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築</p>
<p>都道府 県の負 担割合</p>	<p>六分の 一</p>

別表第二 (第四条関係)

<p>事業の区分</p>	<p>児童福祉法第七条第一項に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム若しくは第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法第五条第十<u>二項</u>に規定する障害者支援施設（同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築</p>
<p>都道府 県の負 担割合</p>	<p>六分の 一</p>

(略)	(略)
(略)	(略)

別表第二 (第四条関係)

事業の区分	都道府 県の負 担割合
児童福祉法第七条第一項に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法第五条第十三項に規定する障害者支援施設（同条第七項に規定する生活介護又は同条第十四項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築	六分の 一

(略)	(略)
(略)	(略)

別表第二 (第四条関係)

事業の区分	都道府 県の負 担割合
児童福祉法第七条第一項に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築	六分の 一

○ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）新旧対照表
 （平成二十四年四月一日施行）
 （附則第六十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第四条関係） 事業の区分	国の負担割合	別表第一（第四条関係） 事業の区分	国の負担割合
（略）	（略）	（略）	（略）
<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、障害児入所施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム（厚生労働大臣の定める基準に適合するものに限る。以下別表第二において同じ。）若しくは第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第七項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築</p>	<p>三分の二</p>	<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム（厚生労働大臣の定める基準に適合するものに限る。以下別表第二において同じ。）若しくは第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二十三号）第五条第十三項に規定する障害者支援施設（同条第七項に規定する生活介護又は同条第十四項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築</p>	<p>三分の二</p>
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第二 (第四条関係)

事業の区分	
都道府 県の負 担割合	<p>児童福祉法第七条第一項に規定する乳児院、障害児入所施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム若しくは第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第七項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築</p>
六分の	一

別表第二 (第四条関係)

事業の区分	
都道府 県の負 担割合	<p>児童福祉法第七条第一項に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム若しくは第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法第五条第十三項に規定する障害者支援施設（同条第七項に規定する生活介護又は同条第十四項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築</p>
六分の	一

(略)	(略)
(略)	(略)

別表第二 (第四条関係)

事業の区分	都道府 県の負 担割合
児童福祉法第七条第一項に規定する乳児院、障害児入所施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第七項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築	六分の 一

(略)	(略)
(略)	(略)

別表第二 (第四条関係)

事業の区分	都道府 県の負 担割合
児童福祉法第七条第一項に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法第五条第十三項に規定する障害者支援施設（同条第七項に規定する生活介護又は同条第十四項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築	六分の 一

○ 消費税法（昭和六十三年法律第八十号）新旧対照表（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）
 （附則第六十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第三号の二若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設若しくは同条第三項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者自立支援法第五条第七項、第十五項又は第十六項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。</p> <p>ハ（略）</p> <p>八～十三（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第三号の二若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設若しくは同条第三項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者自立支援法第五条第六項、第十四項又は第十五項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。</p> <p>ハ（略）</p> <p>八～十三（略）</p>

○ 消費税法（昭和六十三年法律第八十号）新旧対照表（平成二十四年四月一日施行）
 （附則第六十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第四号若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設若しくは同条第三項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者自立支援法第五条第七項、第十四項又は第十五項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。）</p> <p>ハ（略）</p> <p>八～十三（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第四号若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設若しくは同条第三項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者自立支援法第五条第七項、第十五項又は第十六項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。）</p> <p>ハ（略）</p> <p>八～十三（略）</p>

○ 介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）新旧対照表（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）
 （附則第六十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（適用除外に関する経過措置）</p> <p>第十一条 介護保険法第九条の規定にかかわらず、当分の間、四十歳以上六十五歳未満の同法第七条第八項に規定する医療保険加入者又は六十五歳以上の者であつて、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項の規定による支給決定（同法第五条第七項に規定する生活介護（以下この項において「生活介護」という。）及び同条第十二項に規定する施設入所支援に係るものに限る。）を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設に入所しているもの又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者自立支援法第五条第十三項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に入所しているもののうち厚生労働省令で定めるものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、介護保険の被保険者としない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（適用除外に関する経過措置）</p> <p>第十一条 介護保険法第九条の規定にかかわらず、当分の間、四十歳以上六十五歳未満の同法第七条第八項に規定する医療保険加入者又は六十五歳以上の者であつて、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項の規定による支給決定（同法第五条第六項に規定する生活介護（以下この項において「生活介護」という。）及び同条第十一項に規定する施設入所支援に係るものに限る。）を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設に入所しているもの又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に入所しているもののうち厚生労働省令で定めるものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、介護保険の被保険者としない。</p> <p>2 （略）</p>

○ 介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）新旧対照表（平成二十四年四月一日施行）
 （附則第六十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（適用除外に関する経過措置）</p> <p>第十一条 介護保険法第九条の規定にかかわらず、当分の間、四十歳以上六十五歳未満の同法第七条第八項に規定する医療保険加入者又は六十五歳以上の者であつて、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項の規定による支給決定（同法第五条第七項に規定する生活介護（以下この項において「生活介護」という。）及び同条第十一項に規定する施設入所支援に係るものに限る。）を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設に入所しているもの又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に入所しているもののうち厚生労働省令で定めるものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、介護保険の被保険者としない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（適用除外に関する経過措置）</p> <p>第十一条 介護保険法第九条の規定にかかわらず、当分の間、四十歳以上六十五歳未満の同法第七条第八項に規定する医療保険加入者又は六十五歳以上の者であつて、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項の規定による支給決定（同法第五条第七項に規定する生活介護（以下この項において「生活介護」という。）及び同条第十二項に規定する施設入所支援に係るものに限る。）を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設に入所しているもの又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者自立支援法第五条第十三項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に入所しているもののうち厚生労働省令で定めるものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、介護保険の被保険者としない。</p> <p>2 （略）</p>

○ 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）新旧対照表（平成二十四年四月一日施行）
 （附則第六十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第七条（略）</p> <p>2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条第四項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準</p> <p>四（略）</p> <p>3～5（略）</p>	<p>第七条（略）</p> <p>2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条第四項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準</p> <p>四（略）</p> <p>3～5（略）</p>

○ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）新旧対照表

（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

（附則第六十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六条（略） 2～5（略）</p> <p>6 地方公共団体は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号） 第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業（以下「公営住宅建替 事業」という。）の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行され る土地の区域において新たに公共公益施設（障害者自立支援法（平 成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十七項</u>に規定する共同生活援 助を行う事業の用に供する施設その他の政令で定める施設に限る。 ）又は公営住宅法第三十条第二項に規定する公共賃貸住宅以外の特 定優良賃貸住宅若しくは高齢者向け優良賃貸住宅を整備することが 地域における住宅に対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び 良好な居住環境の形成のため必要と認められる場合には、第二項第 二号イに掲げる事業に関する事項に、当該公営住宅建替事業に関す る事項を記載することができる。</p> <p>7～9（略）</p>	<p>第六条（略） 2～5（略）</p> <p>6 地方公共団体は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号） 第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業（以下「公営住宅建替 事業」という。）の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行され る土地の区域において新たに公共公益施設（障害者自立支援法（平 成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十六項</u>に規定する共同生活援 助を行う事業の用に供する施設その他の政令で定める施設に限る。 ）又は公営住宅法第三十条第二項に規定する公共賃貸住宅以外の特 定優良賃貸住宅若しくは高齢者向け優良賃貸住宅を整備することが 地域における住宅に対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び 良好な居住環境の形成のため必要と認められる場合には、第二項第 二号イに掲げる事業に関する事項に、当該公営住宅建替事業に関す る事項を記載することができる。</p> <p>7～9（略）</p>

○ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）新旧対照表

（平成二十四年四月一日施行）

（附則第七十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六条（略） 2～5（略）</p> <p>6 地方公共団体は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号） 第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業（以下「公営住宅建替 事業」という。）の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行され る土地の区域において新たに公共公益施設（障害者自立支援法（平 成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十六項に規定する共同生活援 助を行う事業の用に供する施設その他の政令で定める施設に限る。</u> ）又は公営住宅法第三十条第二項に規定する公共賃貸住宅以外の特 定優良賃貸住宅若しくは高齢者向け優良賃貸住宅を整備することが 地域における住宅に対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び 良好な居住環境の形成のため必要と認められる場合には、第二項第 二号イに掲げる事業に関する事項に、当該公営住宅建替事業に関す る事項を記載することができる。</p> <p>7～9（略）</p>	<p>第六条（略） 2～5（略）</p> <p>6 地方公共団体は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号） 第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業（以下「公営住宅建替 事業」という。）の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行され る土地の区域において新たに公共公益施設（障害者自立支援法（平 成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十七項に規定する共同生活援 助を行う事業の用に供する施設その他の政令で定める施設に限る。</u> ）又は公営住宅法第三十条第二項に規定する公共賃貸住宅以外の特 定優良賃貸住宅若しくは高齢者向け優良賃貸住宅を整備することが 地域における住宅に対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び 良好な居住環境の形成のため必要と認められる場合には、第二項第 二号イに掲げる事業に関する事項に、当該公営住宅建替事業に関す る事項を記載することができる。</p> <p>7～9（略）</p>

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）新旧対照表

（平成二十四年四月一日施行）

（附則第七十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>第十三条（略）</p> <p>（児童福祉法等の特例）</p> <p>2 私立認定保育所に係る児童福祉法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>第十三条（略）</p> <p>（児童福祉法等の特例）</p> <p>2 私立認定保育所に係る児童福祉法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
第二十四 条第二項	（略）	第二十四 条第二項	（略）
第二十四 条第三項	（略）	第二十四 条第三項	（略）
第四十六 条の二	（略）	第四十六 条の二	（略）
第五十一 条第五号	保育費用	第五十一 条第四号	保育費用
<p>保育費用から就学前保育等 推進法第十三条第四項の保 育料に相当する額（当該額 が第五十六条第三項の市町 村の長が定める額を基礎と して政令の定めるところに より算定した額を下回ると きは当該算定した額とする</p>		<p>保育費用から就学前保育等 推進法第十三条第四項の保 育料に相当する額（当該額 が第五十六条第三項の市町 村の長が定める額を基礎と して政令の定めるところに より算定した額を下回ると きは当該算定した額とする</p>	

第五十六		
条第八項	(略)	(略)
	(略)	。以下「保育料額」という 。を控除した額

第五十六		
条第八項	(略)	(略)
	(略)	。以下「保育料額」という 。を控除した額

○ 行政不服審査法（平成二十一年法律第 号）（抄）
 （附則第七十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第四条 この法律の施行後にされる行政庁の処分であつて次の各号に掲げるもの又はこの法律の施行後にされる申請に係る行政庁の不作為であつて次の各号に掲げるものに係るものについての不服申立てについては、当分の間、この法律の規定は適用せず、この法律による改正前の行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定はなおその効力を有する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>二の二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定により市町村がする障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分</p> <p>三〇 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の規定により市町村がする介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分</p> <p>三十一・三十二 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>第四条 この法律の施行後にされる行政庁の処分であつて次の各号に掲げるもの又はこの法律の施行後にされる申請に係る行政庁の不作為であつて次の各号に掲げるものに係るものについての不服申立てについては、当分の間、この法律の規定は適用せず、この法律による改正前の行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定はなおその効力を有する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三〇 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の規定により市町村がする介護給付費等に係る処分</p> <p>三十一・三十二 （略）</p>

○ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第 号）（抄）
 （附則第七十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 厚生労働省関係（<u>第一百一十一条—<u>第一百八十一条</u>の二</u>）</p> <p>第十章～第十四章（略）</p> <p>附則</p> <p>第九章 厚生労働省関係</p> <p>第一百一十一条～<u>第一百八十一条</u>（略）</p> <p>（<u>障害者自立支援法等の一部を改正する法律の一部改正</u>）</p> <p><u>第一百八十一条の二 障害者自立支援法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p>第四条中<u>児童福祉法第五十七条の五第二項の改正規定の次に次のように加える。</u></p> <p>第五十九条の四第二項中「<u>行政不服審査法附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号。以下この項において「旧行政不服審査法」という。）</u>」を「<u>旧行政不服審査法</u>」に改める。</p> <p>第四条のうち、<u>児童福祉法第五章を第七章とし、第四章の次に二章を加える改正規定のうち第五十六条の五の五第一項に係る部分中「対して」の下に「行政不服審査法附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の行政不服審査法（</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 厚生労働省関係（<u>第一百一十一条—<u>第一百八十一条</u>）</u></p> <p>第十章～第十四章（略）</p> <p>附則</p> <p>第九章 厚生労働省関係</p> <p>第一百一十一条～<u>第一百八十一条</u>（略）</p>

昭和三十七年法律第六十号。第五十九条の四第二項において「旧
行政不服審査法」という。）の規定による」を加える。

第十章 農林水産省関係
第百八十二条 (略)

第十章 農林水産省関係
第百八十二条 (略)